

## 遠隔点呼の実施に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所

氏名又は名称

代表者氏名

(連絡先) 担当者氏名

(連絡先) 電話番号

(連絡先) メールアドレス

遠隔点呼を下記のとおり行いたいので関係書類を添えて届出します。

## 記

- 遠隔点呼を行う貨物自動車運送事業の種類（該当するものひとつに○をつけること）  
一般貨物・特定貨物・特定第二種貨物利用運送
- 遠隔点呼の種類（例：営業所 - 車庫間、営業所 - 完全子会社等の営業所間、営業所 - 車内間、営業所 - 待合所間、営業所 - 宿泊施設間等）

## 3. 営業所・車庫の名称等

営業所・車庫の名称（遠隔点呼実施営業所等又は被遠隔点呼実施営業所等の別を記載、完全子会社等との間で行う場合にあっては事業者名も記載）	営業所・車庫の所在地	使用する点呼機器の名称（型式）

## 4. 遠隔点呼開始予定日 令和 年 月 日

- 宣誓事項（次の項目に該当する場合は、□にチェック（✓）を記入すること）  
 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号）に規定されている要件を遵守します。
- 添付書類
  - 点呼機器・システムのパンフレット等、性能及び機能が確認できる書類
  - 完全子会社等であることを示す書類（完全子会社等との間で遠隔点呼を行う場合のみ）

## 遠隔点呼の変更に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所

氏名又は名称

代表者氏名

(連絡先) 担当者氏名

(連絡先) 電話番号

(連絡先) メールアドレス

遠隔点呼を下記のとおり変更したいので関係書類を添えて届出します。

## 記

1. 遠隔点呼を変更する貨物自動車運送事業の種類 (該当するものひとつに○をつけること)  
一般貨物・特定貨物・特定第二種貨物利用運送

2. 遠隔点呼を変更する理由

- 被実施営業所等の追加 ・被実施場所 (車内、待合所、宿泊施設等) の追加
- 点呼機器等の変更
- 記載事項等の変更
- その他

3. 変更する営業所・車庫の名称等

営業所・車庫の名称 (遠隔点呼実施営業所等又は被遠隔点呼実施営業所等の別を記載、完全子会社等との間で行う場合にあっては事業者名も記載)	営業所・車庫の所在地	使用する点呼機器の名称 (型式)

4. 変更予定日 令和 年 月 日

5. 宣誓事項 (次の項目に該当する場合は、□にチェック (✓) を記入すること)

- 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示 (令和5年国土交通省告示第266号) に規定されている要件を遵守します。

6. 添付書類

- 追加、変更される点呼機器・システムのパンフレット等、性能及び機能が確認できる書類
- 完全子会社等であることを示す書類 (完全子会社等との間で遠隔点呼を行う場合のみ)

## 業務後自動点呼の実施に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

## 住所

氏名又は名称

代表者氏名

(連絡先) 担当者氏名

(連絡先) 電話番号

(連絡先) メールアドレス

業務後自動点呼を下記のとおり行いたいので関係書類を添えて届出します。

## 記

1. 業務後自動点呼を行う貨物自動車運送事業の種類 (該当するものひとつに○をつけること)  
一般貨物・特定貨物・特定第二種貨物利用運送

2. 自動点呼機器を管理する 営業所・車庫の名称等

営業所・車庫の名称	営業所・車庫の位置	使用する機器の名称 (製品番号) ※国土交通省の認定を受けている場合は認定番号についても記載。

3. 業務後自動点呼開始予定日 令和 年 月 日

4. 宣誓事項 (次の項目に該当する場合は、□にチェック (✓) を記入すること)

対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示 (令和5年国土交通省告示第266号) に規定されている要件を遵守します。

5. 添付書類

- ・非常時に対面点呼又は実施が認められている点呼を行うことができる体制が分かる書類
- ・自動点呼機器の設置場所及び設置の状況が分かる書類 (営業所又は車内で実施する場合)
- ・監視カメラの設置場所が分かる書類 (監視カメラを使用する場合)

## 業務後自動点呼の変更に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所

氏名又は名称

代表者氏名

(連絡先) 担当者氏名

(連絡先) 電話番号

(連絡先) メールアドレス

業務後自動点呼を下記のとおり変更しようとするので関係書類を添えて届出します。

## 記

- 業務後自動点呼を変更する貨物自動車運送事業の種類 (該当するものひとつに○をつけること)  
一般貨物・特定貨物・特定第二種貨物利用運送
- 業務後自動点呼を変更する理由
- 変更する営業所・車庫の名称等

営業所・車庫の名称	営業所・車庫の位置	使用する機器の名称 (製品番号) ※国土交通省の認定を受けている場合は認定番号についても記載。

- 変更予定日 令和 年 月 日

- 宣誓事項 (次の項目に該当する場合は、□にチェック (✓) を記入すること)

対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示 (令和5年国土交通省告示第266号) に規定されている要件を遵守します。

- 添付書類 (変更があるものについて添付すること)

- 変更後の体制がわかる書類
- 自動点呼機器の変更後の設置場所及び設置の状況が分かる書類 (営業所又は車庫で実施する場合)
- 変更後の監視カメラの設置場所がわかる書類 (監視カメラを使用する場合)

## 業務後自動点呼の終了に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所

氏名又は名称

代表者氏名

(連絡先) 担当者氏名

(連絡先) 電話番号

(連絡先) メールアドレス

業務後自動点呼を下記のとおり終了したいので届出します。

## 記

1. 業務後自動点呼を終了する理由

2. 終了する業務後自動点呼の機器を管理する営業所・車庫の名称、位置

営業所・車庫の名称	営業所・車庫の位置

3. 終了予定日 令和 年 月 日